

豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 介護人材の確保困難が深刻化する中、将来にわたって安定的に介護サービスを提供できる体制を確保することが求められている。このため、ICT・ロボット等の導入によるデジタル化など DX 推進に取り組み、サービスの質を確保しつつ、業務効率化や職員の負担軽減を図るとともに、介護職員が専門性を発揮しながら働くことのできる環境づくりを推進する必要がある。

市は「介護の DX 導入伴走支援事業」を実施し、今後の ICT・ロボット等の導入や DX の推進に先進的な高齢者福祉施設を重点配備施設等として補助採択し、伴走支援による機器導入から効果検証までを行うことで、市内他介護保険施設等への普及・促進を図ることを目的とする。また、予算の定めるところにより、市内介護保険施設サービスに対し、豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することとし、その交付は、豊中市補助金等交付規則（昭和 57 年豊中市規則第 15 号）の規定によるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 「介護の ICT・ロボット等導入施設選定公募」により選定された施設が、法人自らが取り組む施設サービスのタイムスタディによる業務改善とともに、間接介助に要する時間短縮、サービスの質の向上につながるよう、「見守り」「インカム」「介護記録」機器を基盤に、その活用も含め効果のある機器導入に対して補助金交付を行い、「介護の DX 導入伴走支援事業」による立ち上げから本格導入まで本市による伴走支援を受けるものとする。補助の対象は、豊中市内で下記のサービスを運営する施設とする。

(1) 介護老人福祉施設（地域密着型含む）

(2) 介護老人保健施設

2 選定については、1 法人当たり 1 施設とする。

3 補助対象事業及び要件等は、下記のとおりとする。

(1) 普及モデル施設（牽引型）対象施設数：8 施設

実践した ICT・ロボットの導入及び業務改善の取り組みを整理・共有することで、市内介護事業所・施設への横展開を牽引する役割を担う施設を対象とする。

ア 応募時における必須要件については、下記のとおりとする。

(ア) 令和 8 年 4 月 1 日時点で生産性向上推進体制加算Ⅱ以上を算定している事業所又は、「令和 7 年度大阪府介護テクノロジー導入支援事業補助金」若しくは、令和 6 年度以前に「大阪府介護ロボット導入支援事業補助金」「大阪府 ICT 導入支援事業補助金」いずれかの内示採択歴があること。

(イ) 介護ソフト及び Wi-Fi を導入していること。

(ウ) 本市が選定した専門家による伴走支援を受けられること。

イ 補助金交付における補助要件については、下記のとおりとする。

(ア) 介護の ICT・ロボット等導入施設選定に係る提出資料として提出したエントリーシートに記載した各目標について、成果報告書を提出すること。

(イ) LIFE の登録及び活用していること。

(ウ) デジタル中核人材の育成を行うこと。

(エ) 市事業である加算取得支援事業に協力すること。

ウ その他、具体的実施内容等については、「介護の ICT・ロボット等導入施設選定にかかる募集要領」を確認すること。

(2) 中核モデル施設（協働型）対象施設数：1 施設

普及モデル施設としての役割に加え、より高度かつ発展的な取組みを担い、市内介護事業所・施設との協働・助言・実践支援等を通じて、市内全体の生産性向上及び DX 推進を中核的に支える役割を担う施設を対象とする。

ア 応募時における必須要件については、下記のとおりとする。

(ア) 令和 8 年 4 月 1 日時点で生産性向上推進体制加算 I を算定していること。

(イ) 介護ソフト及び Wi-Fi を導入していること。

(ウ) 本市が選定した専門家による伴走支援を受けられること。

イ 補助金交付における補助要件については、下記のとおりとする。

(ア) 介護の ICT・ロボット等導入施設選定に係る提出資料として提出したエントリーシートに記載した各目標について、成果報告書を提出すること。

(イ) LIFE の登録及び活用していること。

(ウ) デジタル中核人材の育成を行うこと。

(エ) 市事業である加算取得支援事業に協力すること。

ウ その他、具体的実施内容等については、「介護の ICT・ロボット等導入施設選定にかかる募集要領」を確認すること。

(3) (1) 普及モデル施設（牽引型）及び (2) 中核モデル施設（協働型）の両方の要件を満たす場合は、「介護の ICT・ロボット等導入施設選定公募」の両事業に応募することができる。ただし、(2) 中核モデル施設（協働型）に採択された場合は、当該事業を実施することとする。

(補助金額)

第 3 条 補助金の 1 施設当たりの上限額は、次のとおりとする。

(1) 普及モデル施設（牽引型） 上限額：10,000,000 円

(2) 中核モデル施設（協働型） 上限額：40,000,000 円

2 補助上限額を上回る場合は、事業者負担とする。

3 補助金額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助対象経費)

第 4 条 補助対象経費は、購入、リース及びサブスクリプション方式による利用料（サブスク費用）の契約日、支払日及び導入日が、令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までに属する経費（消費税及び地方消費税を除く。））に対してのみ補助を行うものとする。なお、その間の経費であれば、第 5 条の申請日以前の経費も対象とする。

対象機器等については、別添 1 に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申込)

第5条 事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申込書(様式1)の他、関係書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、添付書類の提出を省略することができる。

- 2 補助を受けようとする事業者は、要件確認申立書(様式10)を提出するものとする。
- 3 補助金の申込みは、公募により選定された施設に対してのみとする。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金交付申込書等の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付の決定をし、当該交付の決定内容及び交付の条件を補助金交付決定通知書(様式2)により、事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、他の補助金等との重複を防止するために、他の行政機関等に対し、補助金等の交付の状況を確認することがある。

(補助金交付の条件)

第7条 補助金の交付を受ける事業者は、「介護のDX導入伴走支援事業」による立ち上げから本格導入までの伴走支援を必ず受けるものとする。

- 2 補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)を中止し、又は廃止する場合は、補助金中止(廃止)承認申込書(様式3)により、あらかじめ市長の承認を受けること。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- 4 補助事業により導入した介護のICT・ロボット等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- 5 補助事業により導入した単価30万円以上の介護のICT・ロボット等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- 6 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を豊中市に納付させることがあること。
- 7 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日)の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。ただし、補助事業により導入した単価30万円以上の介護のICT・ロボット等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

- 8 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の提供を受けてはならないこと。
- 9 本補助事業により導入した介護の ICT・ロボット等については、重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- 10 同一施設で複数介護サービスを運営する場合であっても、介護の ICT・ロボット等導入施設選定公募で選定されたサービスへの機器導入のみ対象とする。ただし、同一施設内で連携を行うことができる機器に限り認めるものとする。
- 11 事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付決定を受けるまでの間に、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式 11）により、速やかに市長に届出を行い、その指示を受けなければならない。
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員
 - (3) 暴力団（豊中市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている団体又は暴力団の構成員等の統制下にある団体
 - (4) 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
 - (5) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

（補助金の概算払）

- 第 8 条 第 6 条により交付決定通知を受けた事業者は、補助金概算払申込書（様式 6）を提出するものとする。
- 2 市長は、前項の申込書の提出があったときは、事業者に対し、補助金概算払決定通知書（様式 7）を通知するものとする。
 - 3 前項により概算払決定通知を受けた事業者は、補助金概算払請求書（様式 8）を提出し、概算払いによる交付を受けるものとする。
 - 4 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに交付決定事業者に対し、補助金を概算払いするものとする。

（実績報告）

- 第 9 条 補助対象事業が完了したときは、完了した日の翌日から起算して 30 日以内（完了した日の翌日から起算して 30 日を経過する日が補助対象年度の 3 月 31 日を越える場合は、3 月 31 日まで）に事業実績報告書（様式 4）、成果報告書の他、関係書類を添え

て、市長に報告しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 中核モデル施設（協働型）については、前項の他、協働化の取組みについて、令和11年3月31日までに市長に報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条に規定する補助金実績報告書等の提出があったときは、当該報告書の書類により、当該報告に係る補助事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金額確定通知書（様式5）により事業者に通知するものとする。

（精算）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した場合において、第8条第4項の規定により既に交付した補助金の額が当該確定した補助金の額を超えるときは、事業者に対し期限を定めてその超える部分に相当する額の返還を命ずるものとする。

（決定の取消し等）

第12条 市長は、事業者が第7条の条件に違反した場合又は次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助事業の変更、中止又は廃止をしたとき。
- （2）補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
- （3）正当な理由がなく、状況報告若しくは実績報告を行わなかったとき。
- （4）「介護のICT・ロボット等導入施設選定公募」の選定条件に違反したとき。
- （5）補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要綱に基づく市長の指示に違反したとき等、補助金の交付決定の取消しが妥当と認めたとき。

2 市長は、前項により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、事業者に対し期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき決定の取消しを行ったときは、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式9）により通知するものとする。

4 前2項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（その他）

第13条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して報告を求め、又は帳簿、書類等の検査を行うことができる。

附 則

この要綱は、令和8年(2026年)6月11日から施行し、令和9年(2027年)4月1日から適用する。

対象機器等については、次に定めるものとする。

- 1 経済産業省と厚生労働省が定める「介護テクノロジー利用の重点分野」に該当する機器、かつ、「福祉用具情報システム」（（公財）テクノエイド協会が提供する「TAIS」）に「介護テクノロジー」として選定された機器等
- 2 その他、介護従事者の身体的負担の軽減や、間接業務時間の削減等の業務の効率化など、介護従事者が継続して就労するための職場環境整備として有効であり、介護サービスの質の向上につながると市長が判断した機器等を対象とし、以下の（ア）から（カ）等を認めるものとする。
 - ア 移乗や移動を支援する機器であり重点分野に該当しない機器（床走行式リフト等）
 - イ 介護施設等における調理支援などの職員の負担を軽減する機器（一括で調理支援を行う機器、加熱・冷蔵機能等を備えた配膳車や配膳ロボット等）
 - ウ 生産性向上に資する福祉用具（例えば訪問介護事業所で使用するスライディングボード等）
 - エ 職員間の情報共有や職員の移動負担の軽減など効果的・効率的なコミュニケーションを図るための機器（インカム等）
 - オ バックオフィスソフト（電子サインシステム、給与、勤怠管理等）
 - カ バイタル測定が可能なウェアラブル端末等
- 3 ランニングコストについては、補助上限額の 20%までの補助を行うものとする。
- 4 前 1 項及び 2 項を除く機器については、別途市と協議するものとする。

(様式1)

年 月 日

豊中市長 へ

所在地
事業者名
代表者

補助金交付申込書

年度豊中市介護のDX機器等導入支援補助金について、下記のとおり交付されるよう、同補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申し込みます。

記

1 申込額 金 円

2 申込区分

	申込区分	申込区分に○
1	普及モデル施設（牽引型）	
2	中核モデル施設（協働型）	

(様式 2)

第 号
年 月 日

様

豊中市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申込のあった補助金については、次のとおり決定したので、豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

なお、補助金の交付にあたっては、同要綱第 7 条各項に掲げる交付条件を付して交付します。

1. 交付の決定内容

補助金等の名称	豊中市介護のDX機器等導入支援補助金 [補助対象区分]
補助金交付額	金 円

2. 交付条件

- (1) 補助金の交付を受ける事業者は、「介護の DX 導入伴走支援事業」による立ち上げから本格導入までの伴走支援を必ず受けるものとする。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）を中止し、又は廃止する場合は、補助金中止（廃止）承認申込書（様式 3）により、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (4) 補助事業により導入した ICT・ロボット等については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により導入した単価 30 万円以上の ICT・ロボット等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める期

間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(6) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を豊中市に納付させることがあること。

(7) 補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後10年間保管しておくこと。ただし、補助事業により導入した単価30万円以上のICT・ロボット等がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）（社会福祉の通知）で定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておくこと。

(8) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の提供を受けてはならないこと。

(9) 本補助事業により導入したICT・ロボット等については、重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。

(10) 同一施設で複数介護サービスを運営する場合であっても、介護のICT・ロボット等導入施設選定公募で選定されたサービスへの機器導入のみ対象とする。ただし、同一施設内で連携を行うことができる機器に限り認めるものとする。

(11) 事業者は、補助金の交付決定を受けてから交付確定を受けるまでの間に、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式11）により、速やかに市長に届出を行い、その指示を受けなければならない。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団

(イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員

(ウ) 暴力団（豊中市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団をいう。以下同じ）、暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（「暴力団の構成員等」という。以下同じ）が役員等の立場で運営に関わっている団体又は暴力団の構成員等の統制下にある団体

(エ) 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

(オ) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(様式3)

年 月 日

豊中市長 へ

所在地
事業者名
代表者

補助金中止（廃止）承認申込書

年 月 日付、第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり中止（廃止）変更したいので、豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱第7条第2項の規定により関係書類を添えて申し込みます。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 事業中止（廃止）の年月日
- 3 事業中止（廃止）の理由
- 4 補助事業の実施の経緯

(様式4)

年 月 日

豊中市長 へ

所在地
事業者名
代表者

事業実績報告書

年 月 日付、第 号で交付決定を受けた補助事業について、
下記のとおり整備が完了しましたので、豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金
交付要綱第9条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助金精算額 金 円
- 2 事業完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類
 - (1) 購入等にかかる精算額内訳書
 - (2) 契約書、納品書及び請求書（全て写し）
 - (3) 領収書（写し）（交付決定があった年度内に支払いを完了したもの）
 - (4) 事業実施報告書（写真等）
 - (8) その他市長が必要と認める書類

(様式5)

第 号
年 月 日

様

豊中市長

補助金額確定通知書

年 月 日付、第 号で交付決定した補助金については、審査の結果次のとおり確定したので、豊中市介護のDX機器等導入支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市介護のDX機器等導入支援補助金 [補助対象区分]
補助金確定額	金 円

(様式6)

年 月 日

豊中市長 へ

所在地
事業者名
代表者

補助金概算払申込書

年 月 日付、第 号で交付決定を受けた補助事業について、
下記のとおり概算払くださるよう、豊中市介護のDX機器等導入支援補助金交付
要綱第8条第1項の規定により申し込みます。

記

1 概算払を必要とする金額 金 円

2 添付資料 補助金交付決定通知書の写し

(様式 7)

第 号
年 月 日

様

豊中市長

補助金概算払決定通知書

年 月 日付で申込のあった補助金の概算払については、次のとおり決定したので、豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

補助金等の名称	豊中市介護のDX機器等導入支援補助金 [補助対象区分]
概算払する額	金 円
交付する時期 (予定)	
交付の条件	要綱第 7 条各項に記載のとおり

(様式 8)

年 月 日

豊 中 市 長 あて

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者

補助金概算払請求書

年 月 日付、第 号で概算払決定通知を受けた補助金について、豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、次のとおり交付請求いたします。

補助金等の名称		豊中市介護のDX機器等導入支援補助金 [補助対象区分]			
請求額		金 円			
振 込 先	金融機関名				
	支店名				
	預金種別・口座番号	普通・当座・その他			
	口座名義	(加) -----			

添付書類 補助金交付決定通知書及び補助金概算払決定通知書の写し

(様式 9)

年 月 日

豊 中 市 長 あて

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者

補助金交付決定取消通知書

年 月 日付、第 号により交付決定した下記補助金について、
豊中市介護の DX 機器等導入支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、当該交
付決定の全部（一部）を取消したので通知します。

記

1. 補助金の名称
2. 交付決定日及び交付決定額
 - (1) 交付決定日 令和 年 月 日
 - (2) 交付決定額 金 円
3. 取消内容
4. 取消理由

(様式 10)

年 月 日

豊中市長様

所在地
事業者名
代表者

要件確認申立書

豊中市補助金等交付規則第3条の規定に基づき交付申込みを行うにあたり、私（当団体）は、豊中市暴力団排除条例第2条第1号～第3号までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- 3 豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令又は納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

(様式 1 1)

年 月 日

豊 中 市 長 様

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者

該 当 事 項 届 出 書

私（当団体）は、豊中市暴力団排除条例第2条第1号～第3号に規定する次の各号のうち、第〇号に該当する者となったので、本書面を届出ます。

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- 3 豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者
- 4 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者